

令和 2年 9月30日

有料老人ホーム設置者各位

旭川市福祉保険部指導監査課長

「有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について」の取扱いについて

日頃より、本市の高齢者行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用につきましては、先に厚生労働省より発出された事務連絡によりご協力をお願いしているところです。

この度、居宅介護支援事業所によるモニタリング等につきましても、利用者の状態把握や介護サービスの適切な実施に必要なものであることから、当該事務連絡の内容により取り扱うことを厚生労働省に確認しました。

つきましては、入居者の医療・介護サービス等の提供に必要な訪問等につきましては、マスクや手指消毒等の適切な感染防止対策を実施の上、受け入れを妨げることをないよう改めてお願いいたします。

【参考】

「有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について」
(令和2年9月4日付け厚生労働省老健局高齢者支援課等連名事務連絡)

※旭川市ホームページ掲載箇所

ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険>お知らせ
>有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課

電話0166-25-9894